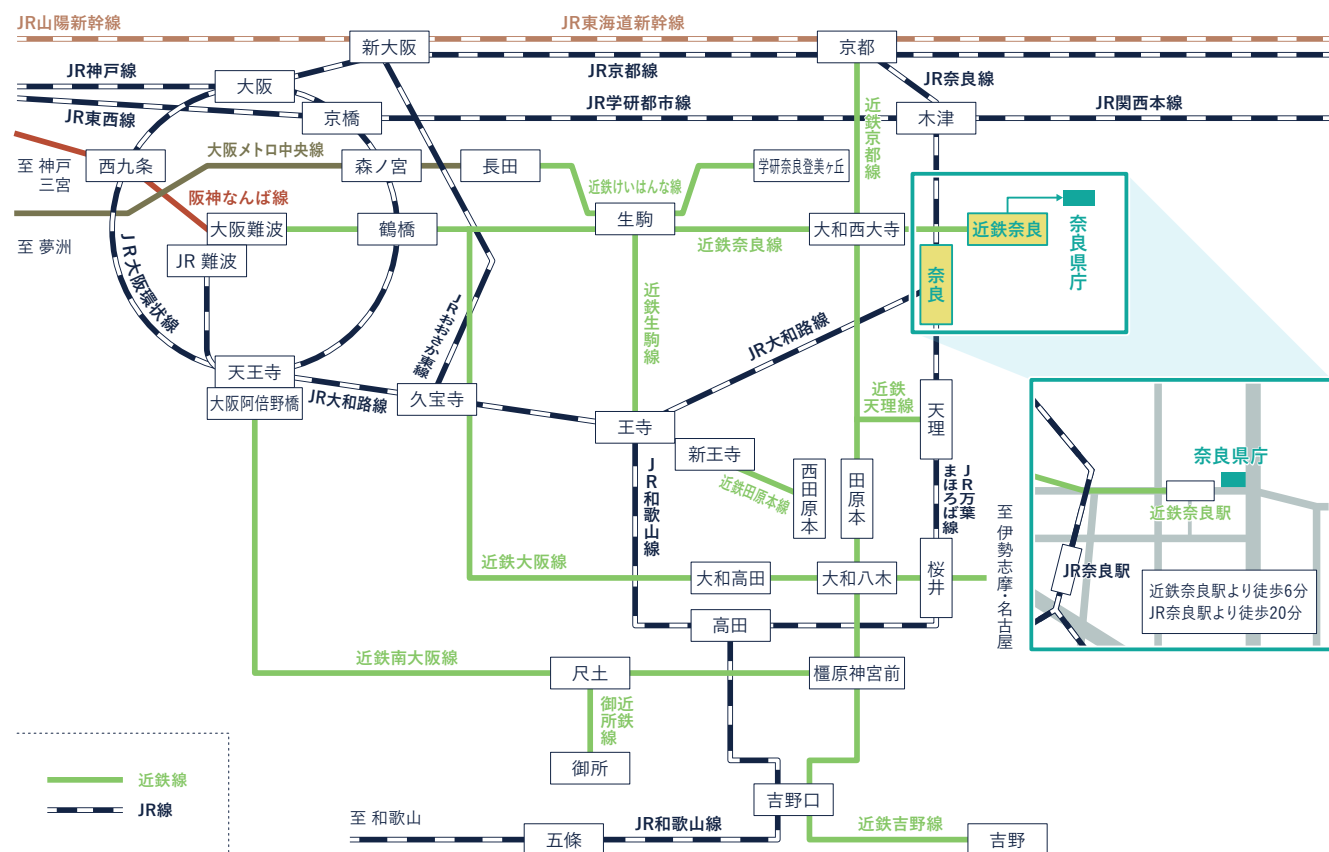


奈良県庁への交通アクセス

Access to the Nara Prefectural Government Office



※主要駅・路線のみ掲載しています

お問い合わせ・ご相談は

For inquiries and consultations

補助金

制度融資

税制優遇

規制緩和

用地情報

奈良県 産業部 観光局 地域観光課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
0742-27-8553

地域観光課
ホームページ



奈良県 東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3
都道府県会館 9 階
03-5212-9096

東京事務所 最寄り駅

東京メトロ 有楽町線・半蔵門線／「永田町駅」5番出口 徒歩約1分
南北線／「永田町駅」9番b出口 徒歩約1分
丸の内線・銀座線／「赤坂見附駅」から 徒歩約5分



奈良県
Nara Prefecture

GUIDE TO NARA PREFECTURE'S
ACCOMMODATION
SUPPORT PROGRAMS

奈良県 宿泊施設 支援制度 ガイド

奈良県産業部観光局地域観光課



奈良県の概要・宿泊施設立地概況	P01
奈良県の観光・宿泊動向について	P03
奈良県の宿泊施設向け支援制度	
/ 奈良県宿泊施設立地促進事業補助金	P05
/ 宿泊施設事業者向け制度融資	P09
/ 優遇税制	
(1) 宿泊施設充実のための県税の不均一課税	P11
(2) 過疎地域・半島振興対策実施地域で活用できる 県税の課税免除・不均一課税	P12
(3) 地域未来投資促進法に基づく優遇税制	P13
/ 参考 / 地域未来投資促進法に基づく支援制度	P14
県内市町村における優遇制度	P15

奈良県の概要

紀伊半島の中央部に位置する奈良県。
面積や人口は全国の約 1/100 で、
歴史・文化・自然に恵まれた良好な環境が広がっています。

面積

3,690.94 km²
資料：国土交通省国土地理院

人口

126万7,163人（令和8年4月1日現在）
資料：奈良県政策推進課「推計人口調査」より

気象

北部 / 内陸性気候

概ね雨は少なめ 夏／蒸し暑い 冬／底冷えが厳しい

南部 / 山岳性気

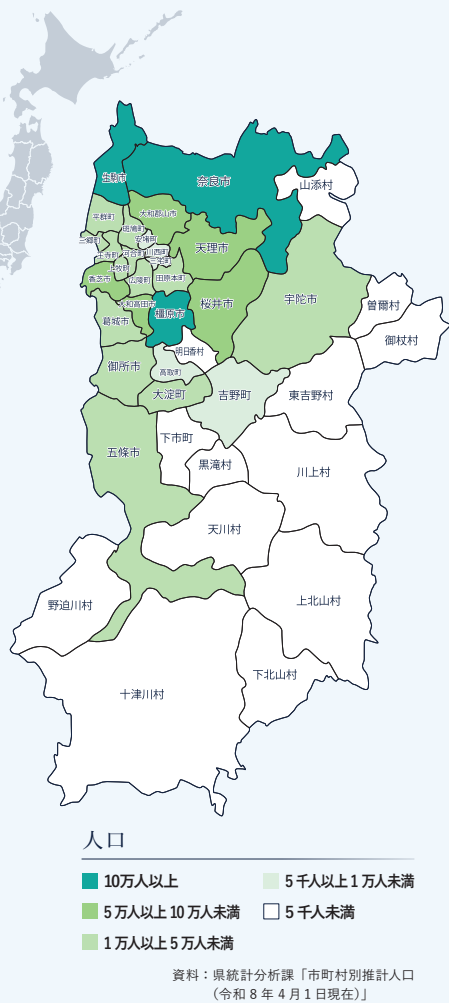
夏／雨が極めて多く、時には局地豪雨が起こる
冬／厳しい冬山の様相を呈し、積雪も深い

経済規模

3兆8,347億円（経済成長率：+2.4%）
資料：奈良県政策推進課「令和4年度奈良県県民経済計算 令和7年7月2日公表」

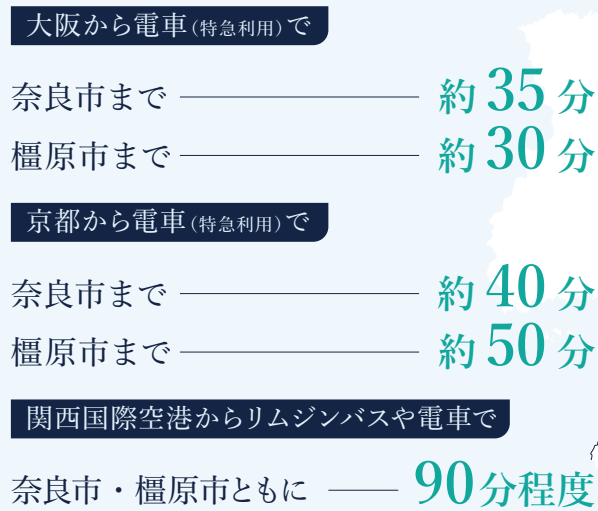
県民所得

275万7千円（1人当たり）
資料：奈良県政策推進課「令和4年度奈良県県民経済計算 令和7年7月2日公表」



奈良県へのアクセス

日本国内外・各地域からもアクセス良好。
リニア全線開通を控え、今後もますますのアクセス向上が進みます。

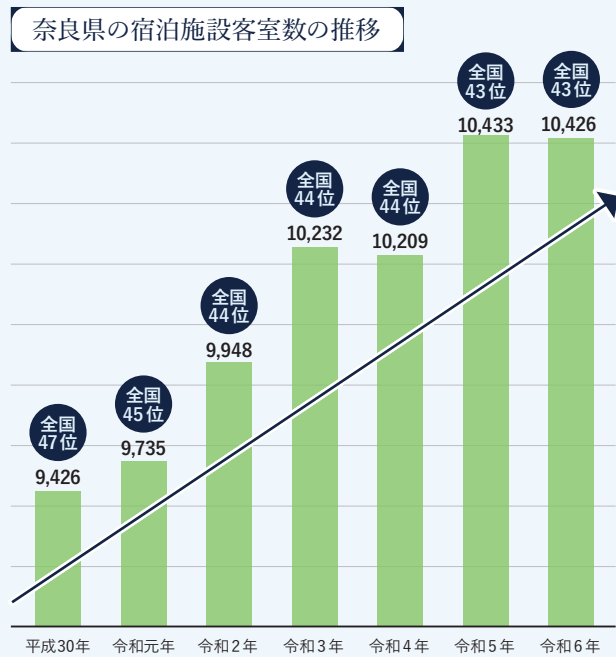


TOPICS

リニア中央新幹線「奈良市附近駅」の早期確定を要望
早ければ2037年に全線開業予定

奈良県の宿泊施設立地概況

観光客が集中する奈良市内を中心に宿泊施設（ホテル）の立地が増えてきています。



奈良県の主な宿泊施設の開業動向

※客室数30室以上の宿泊施設を掲載

平成30年～令和7年までの市町村別

奈良市	21件	天理市	4件
橿原市	1件	桜井市	2件
宇陀市	1件	平群町	1件
斑鳩町	1件	王寺町	1件

合計32件

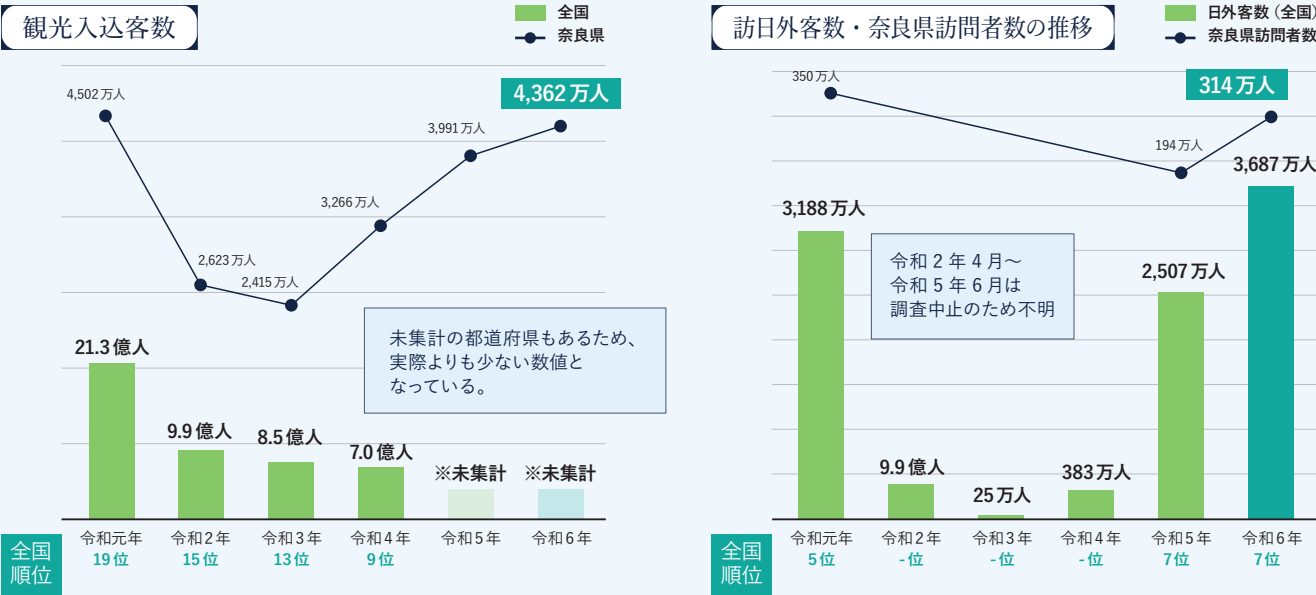


最近では大阪府や京都府の中心部で、
観光客の混雑など「オーバーツーリズム」が深刻化していることもあり、
奈良県への注目度がさらに高まっています。

奈良県の観光・宿泊動向について

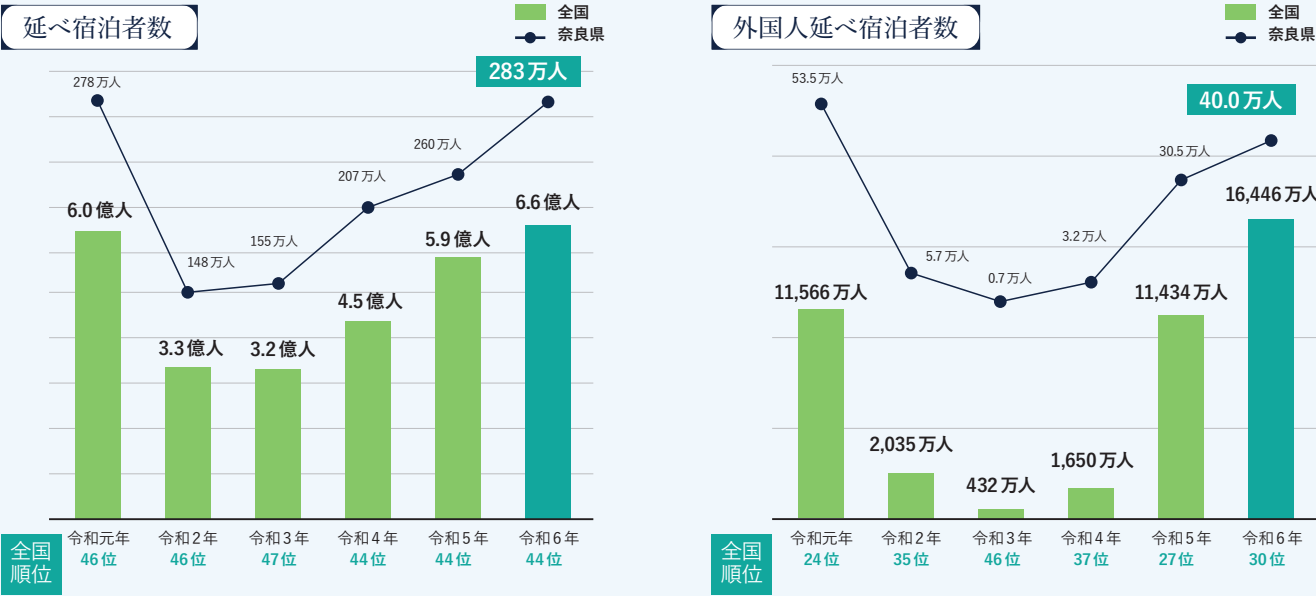
県内観光客の推移

- 観光客数は一定数来ており、インバウンド数は全国トップクラス
- 観光入込客数：令和6年：4,362万人、コロナ禍前まで回復傾向
- インバウンド数：全国7位（令和6年：314万人）



延べ宿泊者数
外国人延べ宿泊者数

- 観光客数は多いが、宿泊客数が非常に少ない
- 宿泊者数、全国44位（令和6年：283万人）
- 外国人宿泊者数、全国30位（令和6年：40.0万人）



宿泊施設タイプ別稼働率
(他府県比較)

奈良県は、リゾート／シティ（観光客向け）は稼働率が高く、観光客向けのホテルは、新規供給余地がある。

	リゾートホテル											
	全国平均		大阪府		京都府		兵庫県		和歌山県		滋賀県	
	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位
2017	57.5%	1位	92.4%	21位	54.6%	15位	54.9%	20位	55.9%	16位	70.3%	6位
2018	58.3%	1位	90.8%	24位	53.0%	10位	55.7%	17位	59.0%	11位	77.7%	3位
2019	58.5%	1位	90.9%	13位	59.3%	17位	56.7%	23位	59.5%	12位	75.6%	3位
2024	54.1%	2位	49.0%	26位	56.4%	10位	48.1%	28位	54.1%	15位	54.2%	13位

	ビジネスホテル											
	全国平均		大阪府		京都府		兵庫県		和歌山県		滋賀県	
	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位
2017	75.3%	1位	84.8%	3位	75.4%	15位	68.8%	35位	68.4%	38位	65.8%	43位
2018	75.5%	3位	80.7%	2位	71.6%	25位	66.6%	40位	65.2%	43位	65.8%	41位
2019	75.8%	5位	79.8%	4位	74.6%	18位	72.6%	25位	66.8%	42位	60.8%	47位
2024	73.7%	4位	77.7%	7位	74.4%	10位	62.4%	45位	72.6%	14位	64.9%	42位

	シティホテル											
	全国平均		大阪府		京都府		兵庫県		和歌山県		滋賀県	
	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位
2017	79.5%	1位	88.7%	3位	76.8%	15位	71.8%	25位	73.2%	22位	76.4%	16位
2018	80.2%	1位	82.2%	8位	75.8%	17位	75.3%	19位	74.1%	20位	74.0%	21位
2019	79.5%	1位	79.9%	7位	75.8%	16位	74.1%	21位	74.8%	19位	76.8%	12位
2024	72.3%	3位	71.3%	17位	71.0%	18位	67.4%	24位	68.5%	21位	65.4%	31位

※2020～2023年はコロナ禍のため除外 出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

観光データの「見える化」

宿泊・人流・消費・移動などの観光データを「見える化」する無料ポータルサイトを構築し、客観的なデータを活用したマーケット調査を可能にしました。

グッドデザインアワード
2025年度受賞

奈良県観光データポータルサイト「みるなら」
<https://nara-tourism-data.pref.nara.jp/>

奈良観光客動態調査

掲載データ例

- 奈良県「観光客動態調査」
- 奈良県「宿泊統計調査」
- 観光庁「インバウンド消費動向調査」
- 県内人流解析データ
- クレジットカード利用実績・動向データ
- 奈良市内インバウンド観光客インタビュー調査結果等

データを調査年や地域、種別で絞り込むことができ、PDFやPowerPointなどの形式でダウンロードすることもできます。

令和8年度

奈良県宿泊施設立地促進事業補助金



地域の特性に応じた宿泊施設の立地促進及び既存宿泊施設の魅力向上を図ることにより、滞在型観光を一層推進するため、県内に宿泊施設の新設又は増改築等を行う事業者を対象に補助金を交付する制度です。

補助対象経費の10%最大2億円を補助

募集期間

令和8年4月1日～令和9年1月31日

対象事業者

県内で旅館・ホテルの新設又は増改築等を行う事業者（新設・増改築等に係る投下資産を取得する者）で、下記i～iiiの要件をすべて満たし、その事業計画について事業着手前に知事の認定を受けた方^{※1}

i / 旅館・ホテル^{※2}の新設、増改築等

新築

宿泊施設の新築又は、宿泊施設以外の既存施設の増築、改築、改装、改修等により新たに旅館・ホテルを開業すること

増改築等

既存の宿泊施設において、施設の増築、改築、改装、改修等を行うこと

ii / 認定を受けた日から1年以内に着工（いわゆる「杭打ち工事」等）し、着工から3年以内（総客室数100室以上かつ平均客室面積20㎡以上である場合4年以内）に操業開始^{※3}すること

iii / 客室数、投下資産の額が以下の1～6に該当すること

※1 国、県の補助金等との併用はできません。

※2 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の営業許可を受ける施設（簡易宿所、下宿、民泊およびラブホテル等は対象外）

※3 操業開始：新設の場合…旅館業法の営業許可を受けること、増改築等の場合…当該工事箇所又は導入設備等の全部を供用すること

宿泊施設の新設

	客室数	投資額	補助率	補助上限額
1	1～4室 ^{※4}	3,000万円以上	10%	1,000万円
2	5～9室	1億円以上		1億円 ^{※5}
3	10～19室	2億円以上		
4	20～29室	3億円以上		
5	30室以上	5億円以上		

※4 古民家等を活用するものに限り

既存宿泊施設の増改築等 客室数の増加・高付加価値化を図るものに限定

	客室数	投資額	補助率	補助上限額
6	要件なし	3,000万円以上	10%	1億円 ^{※5}

※5 総客室数100室以上かつ平均客室面積20㎡以上である場合は2億円（奈良市を除く）

補助対象経費

当該宿泊施設に係る投下資産の取得に要する費用であって知事が認めるもの

「投下資産の取得に要する費用」の考え方（留意点）

- ア. 当該宿泊施設のうち所得税法施行例の規定による「建物及びその附属設備」「構築物」「機械及び装置」に限ります。
- イ. 消費税及び地方消費税は除きます。
- ウ. 旅館業の許可を受ける範囲や旅館業の用に供するものに限り、
（複合施設等、申請の対象となる建物の一部のみが旅館業の許可を受ける場合や、申請の対象となる建物以外の建物等を併せて旅館業の許可を受ける場合は、事前相談の段階で必ずその旨申し出てください）
- エ. 申請者が所有するものに限り、
- オ. 市町村等の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等に相当する額を補助対象経費から除きます。
- カ. 投下資産の取得に当たっては、一般競争入札や相見積りの実施等、公平公正な取得方法を採用するように努めて下さい。

補助対象とならない費用の例 /

土地に係る所有権、賃借権、地上権等の取得に要する費用・造成工事費・既存施設（建物及びそれに付随する設備等）の取得に要する費用・工具、器具及び備品の取得に要する費用（客室用ベッド、冷蔵庫等）・庭木等の立木の取得に要する費用等

補助金申請にあたっては、奈良県 地域観光課 0742-27-8553 へ事前相談をお願いいたします。

令和8年度から1～4室の古民家等を活用した新設が補助事業の対象となりました。以下の内容に留意して申請してください。

古民家等

定義

建築基準法（昭和25年法律第201号）の施工日（昭和25年11月23日）前に建築されたと推定され、木組みや石場建てその他伝統的な工法により建築された建物のこと

申請にあたって

通常の申請時に必要な様式および添付書類の他、以下の資料を提出してください。

（提出書類）

① 築年数が分かる書類

② 建物の構造及び外観・内観が分かる書類

※申請前に職員が現地調査を行う場合があります。

令和8年度から増改築等において、総客室数の増加を伴う、若しくは、高付加価値化を図ることが要件となりました。高付加価値化を図る増改築等による申請の際は、以下の内容に留意して申請してください。

高付加価値化

定義

宿泊者に対する新たな価値・体験の提供によって、明確な機能向上や競争力向上が見込まれる事で、県の観光消費額向上に資するもの

例1 居住空間のグレードアップ

複数の既存客室の統合
既存客室への専用露天風呂の新設
共用ランドリー・ラウンジ等の新設

例2 テーマ性を持った改装

既存建物の歴史的価値を生かした改修
滞在型観光をコンセプトとした改修
周囲の自然・景観を主題とした改修

例3

左記2つと同等の増改築等

申請にあたって

通常の申請時に必要な様式および添付書類の他、第1号様式 別紙3-2において下記の記載をしてください。

（提出資料）

（記載事項）

① 「事業概要」

② 「宿泊者に対する新たな価値・体験の提供を行う具体的な内容」

③ 「どのように機能向上や競争力向上が図られ、県の観光消費額向上に寄与するか」

また、「売上高」「稼働率」「平均客室単価」のうち1つ以上数値目標を操業開始後5年間設定してください。

注意点

- ・単なる修繕は対象外です。
- ・操業開始後5年間は、営業状況報告書（第12号様式）において、数値目標の達成状況の報告が必要です。



奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画認定申請における添付書類一覧

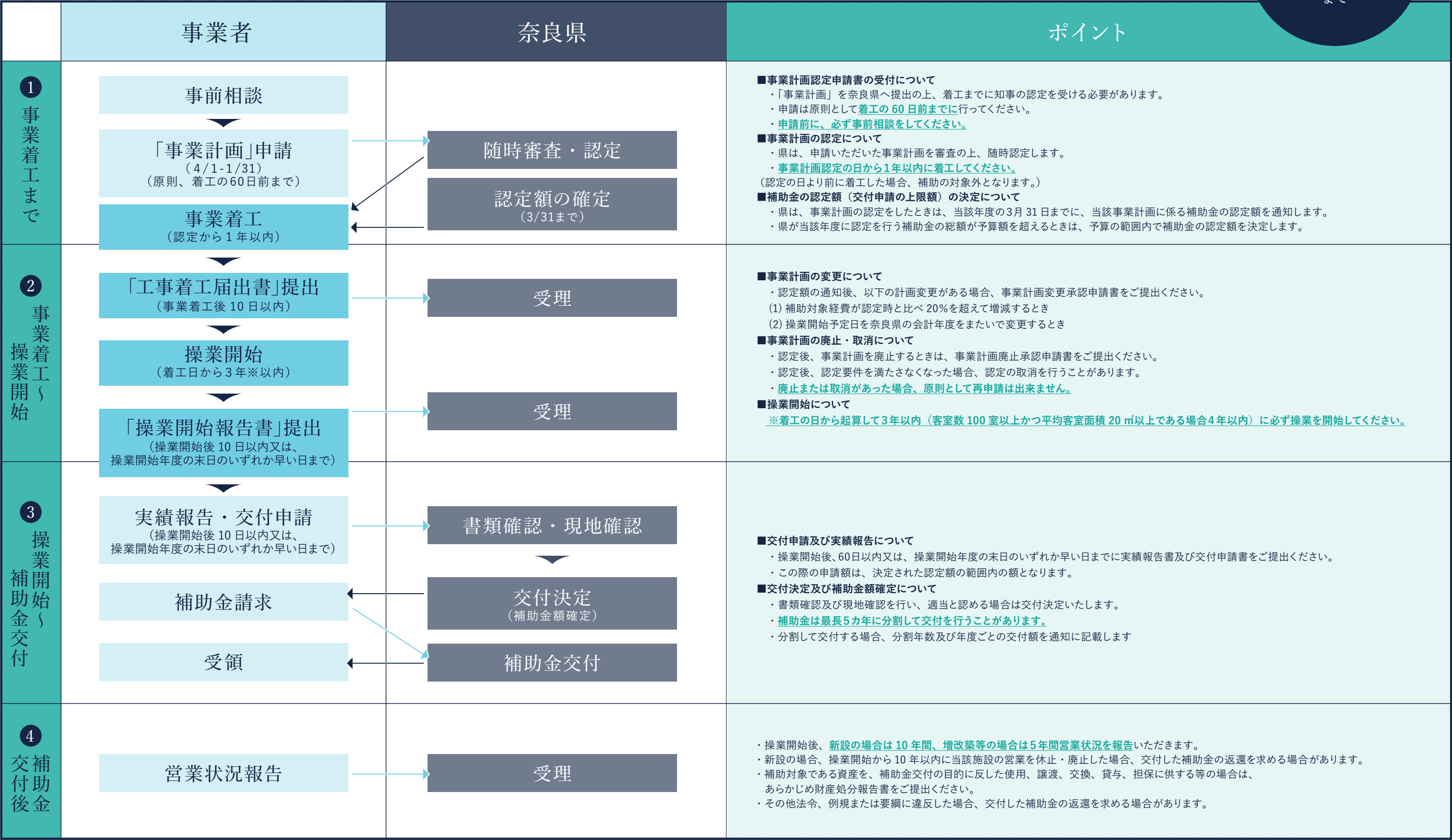
- ① 法人（企業）のパンフレット
- ② 法人の定款
- ③ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（写）
- ④ 旅館業の経営形態が分かる（所有者・経営者・運営者等）資料
- ⑤ 法人の連結財務諸表（過去3年分）
- ⑥ 県税に滞納のない証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑦ 位置図（建築確認申請時に添付するもの、住宅地図等）
- ⑧ 資金計画書
（金融機関との調整状況や投資家募集の計画・見込等を記載）
- ⑨ 収支計画書（操業開始から10年間）

- ⑩ 土地の権原取得の可能性が高いことが分かる資料
（仮契約書、所有者の同意書等）
- ⑪ 宿泊施設全体の配置図
（敷地と家屋の位置関係が分かるもの、旅館業の敷地範囲及び計画認定申請の対象範囲を図示すること）
- ⑫ 各階の平面図（旅館業の対象範囲を図示すること）
- ⑬ 建設計画書（宿泊施設の月次別建設計画が分かるもの）
- ⑭ 当該宿泊施設に係る投下資産の額の根拠となる資料
- ⑮ 客室数、収容人数及び平均客室面積の根拠となる資料

※その他、知事が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

補助金申請事務フロー図

お問い合わせ
奈良県 地域観光課
0742-27-8553
まで



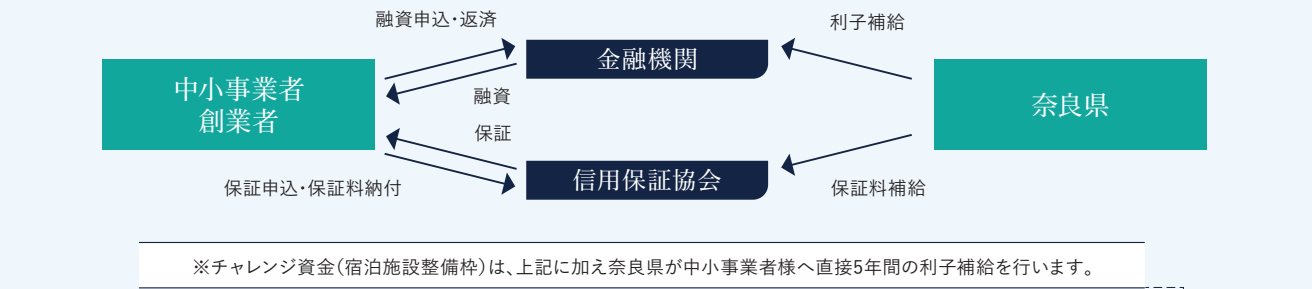
宿泊施設事業者向け制度融資

中小企業者・小規模企業者 対象



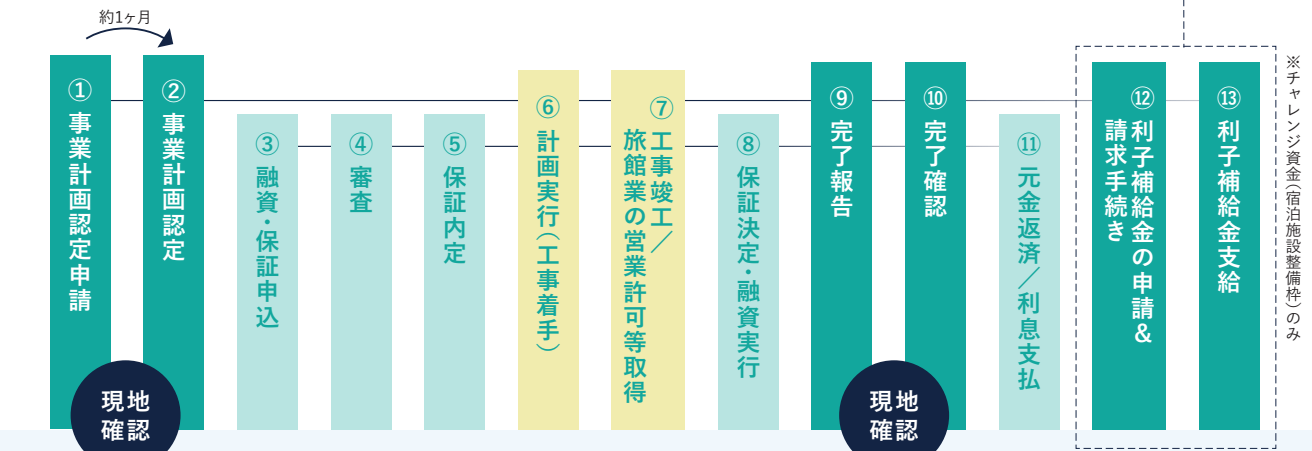
制度融資とは

制度融資とは、融資条件（融資利率・融資限度額など）を奈良県が定め、奈良県信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が利子と保証料の一部又は全部を負担することにより、中小事業者（※1）の皆様が資金調達される際の負担軽減を図ることを目的としています。



※1 旅館業における中小業者とは、資本金5千万円以下又は従業員数200人以下（小規模事業者は20人以下）のいずれかの要件を満たしている会社・個人事業者

制度融資認定申請イメージ



※当制度融資は、旅館業法第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の営業許可を受けた施設が対象です。（下宿、民泊（住宅宿泊事業法第3条第1項の規定に基づく届出により営むもの）及びラブホテル等は、対象となりませんのでご注意ください。）
※①の事業計画認定申請前に、取扱金融機関へご相談ください。
※⑥の工事着手前に、②の事業計画認定を受ける必要があります。

奈良県地域観光課との協議及び手続き事項
取扱金融機関との協議及び手続き事項
申請事業者の手続き事項

創業資金（宿泊施設枠）

宿泊施設を創業する際に必要な設備費用や運転資金にご利用いただける制度です。

融資利率・保証料率 **0%**
(奈良県が全額負担)

対象者	県内で宿泊施設を創業しようとする方で、下記①～④のいずれかに該当し、その事業計画について事業着手前に知事の認定を受けた方 ① 事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1か月以内に新たに事業を開始する、 又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ② 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、 新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ③ 事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、 もしくは中小企業者である会社により設立された会社で、その設立後1年未満である方 ④ 事業を営んでいない個人による事業開始後1年未満の方で、新たに会社を設立した方（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させ、かつ、当該会社設立創業者が、事業開始後1年未満である当該会社		
資金使途	設備資金・運設資金・運転資金 ※運転資金のみの利用不可。	融資期間	7年以内(1年以内の据置可)
融資限度額	1,500万円	保証料率	0%(奈良県が全額負担)
融資利率	年0%(奈良県が全額負担)	担保 他	担保は不要 / 奈良県信用保証協会の保証が必要 / 認定年度内の融資実行が必要 / 借換不可

チャレンジ資金（宿泊施設整備枠）

現在他事業を行っている事業者が新たに宿泊事業に進出・転換を行う場合や、既存の宿泊事業者が施設の新設、増改築等を行う場合にご利用いただける制度です。

県が支払利子を **5年間** 補助

対象者	下記の①～③のいずれかに該当し、かつ、事業計画について事業着手前に知事の認定を受けた方 ① 宿泊業に進出しようとする方で、次の1) または 2) に該当する方 1) 現在行っている事業を廃業し、宿泊業を開始することにより事業の転換を図ろうとする方 2) 現在行っている事業を継続しながら、宿泊業を開始することにより経営の多角化を図ろうとする方 ② 現在宿泊施設事業者であって、新たに宿泊施設を開業しようとする方 ③ 宿泊施設の増築・改築又は設備の設置を行おうとする既存宿泊施設事業者
資金使途	設備資金・運設資金・運転資金 ※対象者①及び②については、運転資金のみの利用不可。対象者③については、設備資金のみの利用。
融資限度額	2億8,000万円
融資利率	年1.90%（令和8年4月時点） ※令和9年3月31日までに融資実行を受けた方に、県が融資実行日から5年間1.90%の利子補助を行う。
融資期間	設備資金・運設資金：20年以内（1年以内の据置可） 運転資金：10年以内（1年以内の据置可）
保証料率	経営状況に応じた所定の料率（年0%～0.9%）
担保 他	担保が必要な場合あり / 奈良県信用保証協会の保証が必要 / 認定年度内の融資実行が必要 / 借換不可

チャレンジ資金（地域未来投資促進）

高い付加価値と経済的効果を生み出すことが期待される事業を行う事業者にご利用いただける制度です。

保証料率 **0%**
(奈良県が全額負担)

※地域未来投資促進法に基づくその他の支援制度については、13・14頁をご参照ください。

対象者	「地域経済牽引事業計画」について知事の承認を受けた方で、その承認に係る当該事業計画に従って事業を行う方（※詳細は14頁をご覧ください）
資金使途	設備資金・運設資金・運転資金
融資限度額	2億8,000万円（普通保証2億円、無担保保証8,000万円） ※一般保証と別枠
融資利率	金融機関所定金利
融資期間	設備資金・運設資金：15年以内（1年以内の据置可） 運転資金：7年以内（1年以内の据置可）
保証料率	0%（奈良県が全額負担）
担保 他	担保は不要 / 奈良県信用保証協会の保証が必要 / 認定年度内の融資実行が必要 / 借換不可

取扱金融機関（順不同） ※奈良県の制度融資における各資金は、金融機関を通じての融資となります。			
南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫
りそな銀行	京都銀行	紀陽銀行	みずほ銀行
三菱UFJ銀行	あいち銀行	三十三銀行	関西みらい銀行
大阪シティ信用金庫	新宮信用金庫	京都中央信用金庫	北伊勢上野信用金庫
三井住友銀行	近畿産業信用組合	商工中金奈良支店	

お問い合わせは、奈良県 地域観光課 0742-27-8553 まで

奈良県の宿泊施設向け支援制度 **優遇税制** 01

宿泊施設充実のための県税の不均一課税

県内における宿泊施設の誘致を促進し、本県における観光産業の活性化の創出を図ることを目的として、宿泊施設を**新設又は増設し**、それぞれの要件を満たした事業者の方を対象に、不動産取得税の軽減を行います。

不動産取得税を
最大**1億円**を軽減

不動産取得税の軽減

下記①②の要件をいずれも満たす宿泊施設を新築又は増設した方

要件
①

客室数
30室以上

又は

収容人員
100人以上

※移転、改築の場合は、客室数30室以上の増加又は収容人員100人以上の増加が必要

要件
②

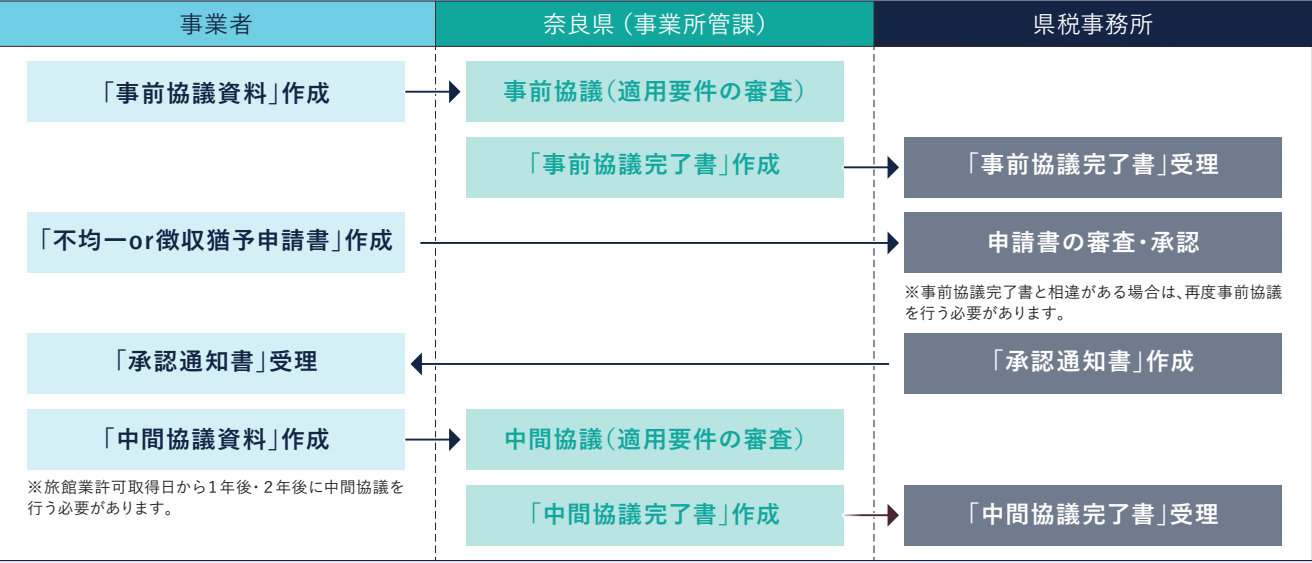
3年間宿泊施設以外の用途に変更しないこと

軽減措置

宿泊施設およびその敷地（水平投影部分）について、課税標準となるべき価格の**1／4に相当する額に税率を乗じて得た額を減額**（ただし軽減額は家屋と土地を合わせて1億円を限度とする）とし、3年後に徴収（必要があれば還付）。

*敷地である土地については、その取得日の翌日から1年以内に当該土地を敷地とする宿泊施設の建設に着手する必要があります

申請事務フロー図



申請時の提出書類

- ① 奈良県 観光局 地域観光課への事前協議に必要な書類は、次のとおりです。
- (1) 管轄の県税事務所に提出することになる「申請に必要な書類」(下記の2に記載) (2) 奈良県 観光局 地域観光課あての事前協議書(様式は任意)
- ② 管轄の県税事務所への申請に必要な書類は、次のとおりです。
- | 必要な書類 | (1)申請書 | (6)事業計画書 | (11)土地(家屋)の登記簿謄本 |
|-------|--------------------|----------------|---|
| | (2)宿泊施設の位置図 | (7)旅館業営業許可証の写し | (12)家屋の着工が土地の取得後1年以内に行われたことを示す書類(工事請負契約書) |
| | (3)建築確認済証及び検査済証の写し | (8)宿泊施設及び設備の写真 | |
| | (4)宿泊施設全体の配置図 | (9)定款(法人の場合のみ) | |
| | (5)各階の平面図 | (10)土地の売買契約書 | |

お問い合わせは、奈良県 観光局 地域観光課 **0742-27-8553** まで

奈良県の宿泊施設向け支援制度 **優遇税制** 02

過疎地域・半島振興対策実施地域で活用できる課税免除・不均一課税

奈良県では、過疎地域および半島振興対策実施地域で事業活動を行う法人・個人に対し、一定の要件を満たした場合、税制優遇を実施しています。対象地域で特定の業種の設備投資等を行った場合、

法人事業税（所得割）、個人事業税、不動産取得税、県固定資産税[※]について、課税免除（全額免除）または不均一課税（一部軽減）の措置を受けることができます。

※県固定資産税は、大規模償却資産に対して県が課税する税金であり、市町村の固定資産税とは異なります。

過疎地域

対象区域		五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村 ※それぞれの市町村計画に記載された産業促進地域に限る
要件		取得等 ^{※1} 価額の合計額が次に定める額以上のもの 旅館業(下宿営業を除く) ● 個人、資本金5,000万円以下の法人 → 取得等価額:500万円以上 ● 資本金5,000万円超1億円以下の法人 → 取得等価額:1,000万円以上^{※2} ● 資本金1億円超の法人 → 取得等価額:2,000万円以上^{※2} ※1「取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、 建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は増設を含む ※2 資本金5,000万円超の法人については、新設または増設にかかる取得に限る。 (参考)旅館業のほか、製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業も本制度の対象
支援内容	特別償却(国税)	割増償却:最大5年間 (償却率)機械・装置等:普通償却限度額の32% 建物等:普通償却限度額の48%
	事業税	3年または5年間課税免除
	固定資産税 (県課税分)	3年間課税免除
	不動産取得税	課税免除(敷地については、過疎地域の公示の日以降の取得に限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に家屋建設の着手があった土地に限る。)

半島振興対策実施地域

対象区域		大淀町、川上村 ※過疎地域と重複する場合は適用できない(過疎地域における税制特例措置のみ適用)
要件		取得価額の合計額が次に定める額以上のもの(新設又は増設に限る。) 旅館業 ● 個人、資本金1,000万円以下 → 取得価額:500万円以上 ● 資本金1,000万円超5,000万円以下の法人 → 取得価額:1,000万円以上 ● 資本金5,000万円超の法人 → 取得価額:2,000万円以上
支援内容	特別償却(国税)	割増償却:最大5年間 (償却率)機械・装置等:普通償却限度額の32% 建物等:普通償却限度額の48%
	事業税	3年間不均一課税(1/10)
	固定資産税 (県課税分)	3年間不均一課税(1.4/10)
	不動産取得税	不均一課税(1/10)(敷地については、過疎地域の公示の日以降の取得に限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に家屋建設の着手があった土地に限る。)

※上記支援内容を活用したい場合は、管轄の税務署または県税事務所までお問い合わせください。

奈良県の宿泊施設向け支援制度 **優遇税制** 03

地域未来投資促進法に基づく優遇税制

法人税等の課税の特例 (地域未来投資促進税制)	地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、 国から課税特例の確認を受けた事業について 、投資にかかる法人税(個人にあっては所得税)の減税措置の適用を受けることができます。 ※減税措置適用の詳細については、国(管轄の税務署)にご確認ください。※適用期限 令和9年度末まで																				
対象者	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づいて設備投資を行う者																				
対象事業	通常類型 以下の①～⑤を全て満たすこと ①先進性委員会により、事業の先進性を認められること ②労働生産性の伸び率4%以上、もしくは、投資収益率5%以上 ③設備投資が1億円以上であること ④設備投資が前年度減価償却費の25%以上であること ※対象事業が連結会社の場合にあっては、同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。 ⑤対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑥旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率5% ■対象事業には大きく通常型と上乗せ類型A①②③及び上乗せ類型Bの4種類があります。 上乗せ類型A①②③及び上乗せ類型Bの詳細につきましては、近畿経済産業局のホームページをご覧ください。 ■近畿経済産業局 地域連携推進課 【TEL:06-6966-6013】																				
対象税目	法人税 所得税(事業者が個人である場合)																				
軽減措置	1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の支援対象となる金額は80億円が限度となります 2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります 3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とはなりません 4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得した場合には、本税制措置の対象とはなりません	<table><tr><th colspan="2">対象設備</th><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr><tr><td rowspan="3">機械装置・器具備品</td><td></td><td>35%</td><td>4%</td></tr><tr><td>上乗せ類型A①②③</td><td>50%</td><td>5%</td></tr><tr><td>上乗せ類型B</td><td>50%</td><td>6%</td></tr><tr><td colspan="2">建物・附属設備・構築物</td><td>20%</td><td>2%</td></tr></table>	対象設備		特別償却	税額控除	機械装置・器具備品		35%	4%	上乗せ類型A①②③	50%	5%	上乗せ類型B	50%	6%	建物・附属設備・構築物		20%	2%	
対象設備		特別償却	税額控除																		
機械装置・器具備品		35%	4%																		
	上乗せ類型A①②③	50%	5%																		
	上乗せ類型B	50%	6%																		
建物・附属設備・構築物		20%	2%																		
実施主体	国(管轄の税務署)																				

県内税務署 / 国税に関するお問合せ

名称	電話番号	所在地	管轄地域
奈良税務署	0742-26-1201	奈良市大宮町1 奈良合同庁舎	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
葛城税務署	0745-22-2721	大和高田市西町 1-15	大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
桜井税務署	0744-42-3501	桜井市栗殿 185-4	桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、山添村、曽爾村、御杖村
吉野税務署	0746-32-3385	吉野郡吉野町 丹治200-1	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

不動産取得税及び 固定資産税(県課税分)の 課税免除	地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、 国から課税特例の確認を受けた事業について 、取得した土地・建物に係る不動産所得税に対して課税免除措置の適用を受けることができます。 ※課税免除の適用範囲については、県(管轄の県税事務所)にご確認ください。		
対象者	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って平成29年9月29日から令和10年3月31日までに対象施設を設置したもの		
対象施設	一定の要件を満たす建物、附属設備、構築物及びそれらの敷地である土地の取得価額の合計が1億円(農林漁業関連業種は5,000万円)超		
対象事業	法人税等の課税の特例の対象事業者と同じ		
軽減措置	不動産取得税：課税免除(土地については取得後1年以内に着手し、直接事業の用に供する部分のみ対象) 固定資産税(県課税分)：課税免除(3年間)		
実施主体	県(管轄の県税事務所)※問い合わせ先は4頁を参照		

県税事務所 / 県税に関するお問合せ

名称	電話番号	所在地	管轄地域
奈良県税事務所	不動産取得税係	0742-20-4534	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
	法人税係	0742-20-4535	
中南和県税事務所	不動産取得税係	0744-48-3001	大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
	法人税係	0744-48-3003	

地域未来投資促進法では、**「地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組(地域未来投資)」**を活発化し、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現させることを目的としています。 製造業のほか、観光関連分野等も支援対象とし、地域における経済活動を牽引する事業に対して各種優遇制度を設けています。	「第2期奈良県未来投資促進基本計画」で定める促進区域・計画期間の範囲内で、事業者が奈良県の 地域経済を牽引することが期待されるものとして基本計画に掲げる取組を行うことにより、高い付加価値と経済効果を生み出すことが期待される事業 を行った場合、「地域経済牽引事業」として各種支援メニューの活用が可能となります。
--	---

支援対象事業の要件について

(以下の1～5の要件をすべて満たすこと)

① 促進区域（奈良県全域）での計画であること

② 基本計画期間内に開始する事業であること

基本計画期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日
※地域経済牽引事業の実施期間は5年以内で設定
(基本計画の計画期間の周期を超えて定めることができます)

③ 基本計画に掲げる取組であること ※宿泊施設事業者は②に該当

奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した
観光・スポーツ・文化・まちづくり

④ 高い付加価値を創出する計画であること

付加価値増加分：3,705万円超

※県内事業所の平均年間付加価値額(R3年経済センサス)
*付加価値＝売上－費用総額＋給与総額＋租税公課
*費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費

⑤ 地域における経済的効果が見込まれること

県内事業所の売上：5%増加

基本計画に掲げる取組

①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり

③奈良県における奈良産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野

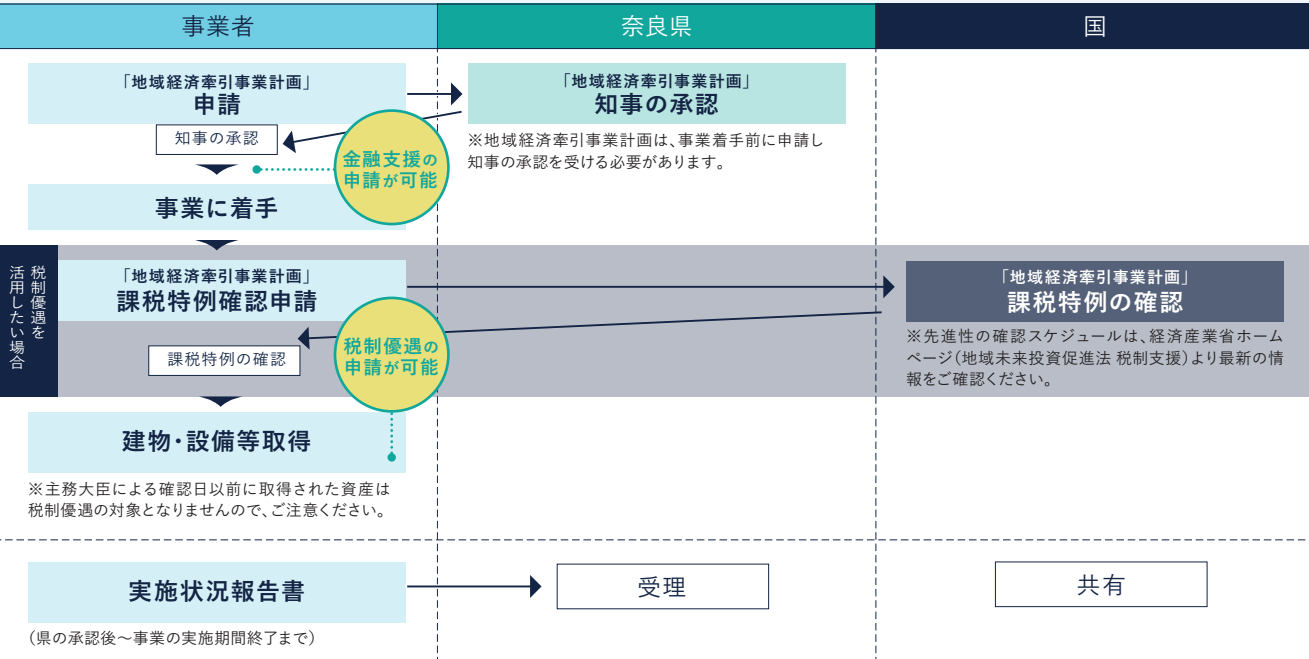
④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社

⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流

⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信

⑦奈良県の津波等の災害が少ない想定される地理的条件や都市部へのアクセスが容易な交通インフラを活用したデータセンターを始めとした電気通信事業分野

申請フロー



県の承認申請時の提出書類

- ① 地域経済牽引事業計画承認申請書

② 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書

③ 直近2期分の事業報告書

④ 定款(法人の場合のみ)

⑤ 法人登記事項証明書(法人の場合のみ)
- ⑥ 開発許可通知書、建築確認済証、検査済証(既存建物を活用する場合)

⑦ 工程表、位置図、配置図、平面図

⑧ 土地(建物)登記事項謄本、公図

⑨ 会社案内

⑩ 従業員数(承認申請時の常時使用する従業員の人数)の根拠資料支援メニューの活用が可能となります。

県内市町村における優遇制度

奈良市 / 産業政策課 / 0742-34-4741 /

優遇制度	対象者の要件	支援内容																
奨励金	産業用地開発促進奨励金 奈良市内で産業用地を整備し、企業を誘致する事業者のうち、下記①②の条件を満たす者 ①奈良市の開発許可を受けて、3,000㎡以上の区画を2つ以上有する産業用地を整備すること ②奨励金の交付決定を受けた日から5年を経過する日までの間に、産業用地内の 3,000㎡以上の区画2つ以上につき、誘致対象業種の企業と売買契約又は賃貸借契約を締結し、かつ、当該契約を締結した企業が操業を開始すること ※誘致対象業種 宿泊施設、製造業、研究所、情報通信業 物流・流通業、大型商業施設など	企業が操業を開始した区画面積に応じた奨励額 ×区画数を奨励金として交付(区画数上限なし) <table><tr><th>区画面積</th><th>奨励額</th></tr><tr><td>3,000 ㎡以上</td><td>400 万円</td></tr><tr><td>5,000 ㎡以上</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>6,000 ㎡以上</td><td>600 万円</td></tr><tr><td>7,000 ㎡以上</td><td>700 万円</td></tr><tr><td>8,000 ㎡以上</td><td>800 万円</td></tr><tr><td>9,000 ㎡以上</td><td>900 万円</td></tr><tr><td>10,000 ㎡以上</td><td>1,000 万円</td></tr></table>	区画面積	奨励額	3,000 ㎡以上	400 万円	5,000 ㎡以上	500 万円	6,000 ㎡以上	600 万円	7,000 ㎡以上	700 万円	8,000 ㎡以上	800 万円	9,000 ㎡以上	900 万円	10,000 ㎡以上	1,000 万円
区画面積	奨励額																	
3,000 ㎡以上	400 万円																	
5,000 ㎡以上	500 万円																	
6,000 ㎡以上	600 万円																	
7,000 ㎡以上	700 万円																	
8,000 ㎡以上	800 万円																	
9,000 ㎡以上	900 万円																	
10,000 ㎡以上	1,000 万円																	
税制優遇	地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除 令和 2 年 4 月 1 日以降に奈良県知事より「地域経済牽引事業計画」の承認※を受けた事業者で、上記計画に従い新増設する投下固定資産額が 1 億円超（農林漁業関連業種は 5,000 万円超）であること ※国（主務大臣）による課税特例の確認は不要	固定資産税の課税免除 対象：家屋、構築物及びその敷地である土地に賦課される固定資産税（土地については、取得から 1 年以内に家屋又は構築物の建設の着手があった場合）期間：3 年間																

大和高田市 / 産業振興課 / 0745-22-1101 /

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	事業所設置奨励金 新設・増設・移転に伴う建物及び償却資産の投下固定資産額が3,000万円以上の事業所を設置した事業者	建物及び償却資産の固定資産税額の1/2を5年間交付
	雇用促進奨励金 開業日前後90日以内に市内在住者を新規常時雇用従業員として雇用した施設設置事業者	従業員1人につき20万円を1回交付（限度額1,000万円）
制度融資	特別融資 ①個人の場合、1年以上市内に住所を有していること ②法人の場合、1年以上市内に事業所（本店）を有し、かつ市民税が課税されていること ③同一事業を1年以上営んでおり、今後も継続して営むことが確実であること ④市税を滞納していないこと 等	保証料全額と貸付利率の2分の1(上限1%)を市が負担 融資限度額 ・設備資金（7年以内）：1,500万円 ・運転資金（5年以内）：1,000万円 ・設備、運転併用（7年以内）：1,500万円
	創業者支援融資 ①市内で創業する具体的な計画があること ②市内で創業後、1年未満であること ③市が定めた創業支援事業計画に基づく所定のセミナーを受講していること ④市町村税を滞納していないこと 等	保証料全額と貸付利率の2分の1(上限1%)を市が負担 融資限度額 ・設備資金（7年以内）：1,000万円 ・運転資金（5年以内）：1,000万円 ・設備、運転併用（7年以内）：1,000万円
税制優遇	先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置 (対象者) 資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、大和高田市にて先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社等を除く) (対象設備) 雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明(賃上げ表明)したことを位置付けた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記①から④の設備 「減価償却資産の種類ごとの要件(最低取得価格)」 ①機械装置(160万円以上)②測定工具及び検査工具(30万円以上)③器具備品(30万円以上)④建物附属設備(60万円以上)	1.5%以上の賃上げ表明されたもの：3年間、課税標準を1/2に軽減 3%以上の賃上げ表明されたもの：5年間、課税標準を1/4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備

大和郡山市 / 地域振興課 / 0743-53-1608 /

優遇制度	対象者の要件	支援内容
制度融資	大和郡山市中小企業融資保証制度 下記の要件を満たしている者 ①個人：市内に引き続き1年以上住所を有していること 法人：市内に引き続き1年以上事業所を有していること ②運転資金・設備資金：引き続き6ヶ月以上、同一事業を経営していること 店舗改造資金：引き続き1年以上、同一事業を経営していること ③市税を滞納していないこと ④奈良県信用保証協会の保証を受けることができること	融資限度額 ・運転資金：700万円(3年以内) ・設備資金：700万円(4年以内) ・店舗改造資金：1,000万円(7年以内) ・貸付利率の1%を市が補助 ・信用保証料は原則、事業所負担なし(大和郡山市が全額負担) ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合の上乗せ分は利用者負担※制度内併用は不可

天理市 / 産業振興課 / 0743-63-1001 /

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	天理市企業立地奨励金 次の要件に該し、市長が企業立地奨励事業者として指定したもの ①市内に事業所事業の用に供するため、直接又は人的施設、物的設備及び事業の継続性を備えた施設を設置すること ②市と公害防止協定を締結すること ③投下固定資産総額1億円以上であること 増設の場合は5,000万円以上 ※中小企業にあつては1,000万円以上 増設の場合は500万円以上 ④営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人が設置する事業所	事業所設置奨励金 奨励金額：投下固定資産に対し各交付年度の前年度に賦課された固定資産税に相当する額を奨励金として交付 期間：3年間または5年間 ※5年間の場合は60/100 雇用促進奨励金 奨励金額：交付される年の4月1日において、過去1年以上雇用している常時従業員について、5人を超える1人につき20万円 限度額2,000万円 ※中小企業にあつては、2人を超える1人につき20万円 限度額2,000万円

橿原市 / 企業立地推進室 / 0744-47-3545 /

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	橿原市企業立地促進奨励金 新設、増設、移転（指定地域内の既存事業所等） ①指定地域内に対象業所等の設置をすること。 ②公害の発生防止の措置をしていること。 ③投下固定資産額（家屋及び償却資産のみ）が3,000万円以上であること。 ④市税の滞納がないこと。 ⑤設置対象事業所等が宿泊施設の場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業に該当しないこと。 ⑥対象事業所等の工事着工までに事業計画書を市長へ提出していること。	事業所等設置奨励金 操業開始後、初めて当該事業所等に係る固定資産税（家屋・償却資産分100/100）が賦課された翌年度から3カ年の固定資産税額相当分を交付する。 *県優遇制度と併用可 雇用促進奨励金 操業開始前90日から同日以後30日までの間に、市内在住の新規雇用従業員を既定の期間常用雇用として3人以上雇用する場合、1人につき30万円（上限900万円）を交付する。 *県優遇制度と併用可
	橿原市宿泊施設立地促進補助金 下記の要件のすべてを満たす宿泊施設の経営者（旅館業法第3条により当該宿泊施設について営業の許可を受けた者をいう）。 ①旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業及び旅館営業のための施設（その施設を主として異性を同伴する客の休憩又は宿泊に供するものを除く。）であること。 ②旅館業法第3条に定める営業の許可を受けており、現に市内において営業をしている施設であること。 ただし、次のいずれかに該当するときは、対象外とする。 ①経営者が市税を滞納している場合 ②宿泊施設の所有者と経営者が異なる場合において、当該所有者が市税を滞納している場合 ③宿泊施設の役員等（橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年橿原市告示第175号。）下[要綱]という。）第2条第5号に規定する役員等という。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合 ④暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が宿泊施設の経営に実質的に関与している場合 ⑤役員等が、その所属する法人もしくは人格を持たない団体、自身若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している場合 ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している場合 ⑦前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合	客室数条件なし 従業員向けの外国語研修又は外国人の習慣・食文化等の理解を深める研修等の実施…補助対象経費(委託料・報償費・役務費)の1/2を補助 年度上限額100,000円 客室数100室未満 ・観光広報誌等(電子媒体を含む。)への広告の掲載…補助対象経費(委託料・役務費)の1/2を補助 年度上限額250,000円 ・パンフレットの製作(増刷を含む。)…補助対象経費(印刷製本費・委託料・翻訳料)の1/2を補助 年度上限額100,000円 ・ホームページの改修(外国語対応を含む。)…補助対象経費(委託料・役務費)の2/3を補助 年度上限額250,000円 ・施設内の案内標記に係る外国語対応改修補助対象経費(委託料・役務費・工事請負費・修繕費)の2/3を補助 年度上限額250,000円 ・施設内の設備等改修(施設内の案内標記に係る外国語対応改修を除く。)…補助対象経費(委託料・役務費・工事請負費・修繕費)の1/2を補助 年度上限額250,000円
	橿原市起業等スタートアップ補助金 次の要件を満たす中小企業者 ①市内の空き店舗で起業又は事業拡大を予定し、当該店舗で開業後3年以上営業する ②週4日以上、1日5時間以上営業を予定している ③産業競争力強化法に基づく特定創業等支援事業である創業セミナーなどを受講している ④市町村税の滞納がない ⑤暴力団等でない ※ほかにも複数の要件があります。	起業等に伴う、次の経費の一部を補助します。 【補助対象経費】 ・事業所改修費（増改築含む） ・広告宣伝費 ・備品購入費 ・システム開発費 ・ソフトウェア購入費 【補助率】2分の1 【補助額上限】50万円

※橿原市の優遇制度、次ページへ続く

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	橿原市業務改善支援補助金 国の「業務改善支援助成金」を受け、次の要件を満たす中小企業者 ①市内に主たる事業所等を有している。 ②国助成金について、令和8年3月1日～令和9年2月26日に交付額確定及び支給決定通知を受けている。 ③市町村税の滞納がない ④暴力団等でない ※ほかにも複数の要件があります	支給額 事業に要する経費から国助成金の交付確定額を差し引いた額（上限10万円）
	「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産登録記念新商品開発等支援事業補助金 次の要件を満たす中小企業者。 ①市内に主たる事業所等を有している。 ②市町村税の滞納がない ③暴力団等でない ※ほかにも複数の要件があります。	「飛鳥・藤原の宮都」のPRが期待できる商品の開発等に対し、要した費用の一部を補助します。 商品パッケージ改良支援事業 【補助率】4分の3 【補助額上限】15万円 新商品開発チャレンジ支援事業 【補助率】4分の3 【補助額上限】30万円
制度融資	特別小口 次のいずれにも該当する方。 ①個人…市内に住所を有している 法人…市内に事業所を有している ②橿原市税の滞納がないこと ③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること	借入れ限度額 1,000万円 融資期間 5年以内(据置6ヶ月以内) 貸付利率 1.4%(令和8年4月1日現在) 信用保証料 事業者負担なし(橿原市が全額負担) 取扱い金融機関 南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、京都銀行
	緊急 次のいずれにも該当する方。 ①個人…市内に住所を有している 法人…市内に事業所を有している ②橿原市税の滞納がないこと ③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること	借入れ限度額 200万円 融資期間 3年以内(据置6ヶ月以内) 貸付利率 1.0%(令和8年4月1日現在) 信用保証料 事業者負担なし(橿原市が全額負担) 取扱い金融機関 南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、京都銀行
	創業支援 次のいずれにも該当する方。 ①個人…市内に住所を有し、事業を行う具体的計画を有していること 法人…市内において事業を行う具体的計画を有していること ②橿原市税の滞納がないこと ③奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること	融資条件は次のとおりです。 借入れ限度額 1,000万円 融資期間 7年以内(据置6ヶ月以内) 貸付利率 1.0%(令和8年4月1日現在) 信用保証料 事業者負担なし(橿原市が全額負担) 取扱い金融機関 南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、京都銀行
税制優遇	先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例（軽減） 資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、橿原市で先端設備等導入計画（※1）の認定を受け、一定の要件を満たす対象設備（※2）を導入する方。 ※1 先端設備等導入計画…3年間、4年間又は5年間の計画期間内において、設備導入により労働生産性を年平均3%以上向上させる計画のこと。 ※2 対象設備の要件…雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明したことを位置付けた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された次の設備のこと。 ただし事業の用に直接供され、中古資産でないこと。 ①機械装置（取得価格160万円以上に限る） ②測定工具及び検査工具（取得価格30万円以上に限る） ③器具備品（取得価格30万円以上に限る） ④建物付属設備（取得価格60万円以上に限る）	下記のとおり、対象資産に係る償却資産の課税標準を軽減します。 (1) 1.5%以上の賃上げ表明をしたものの場合 ・3年間、課税標準を2分の1に軽減 (2) 3%以上の賃上げ表明をしたものの場合 ・5年間、課税標準を4分の1に軽減

※橿原市の優遇制度、次ページへ続く

優遇制度	対象者の要件	支援内容
その他	橿原市ふるさとハローワーク設置 従業員の雇用をお考えの方	橿原市役所北館2階に「橿原市ふるさとハローワーク」が設置されており、職業相談や職業紹介が行われているほか、地元情報も発信されています。 市内のハローワークの求人情報を確認しやすい環境が整っています。 ※雇用保険の手続き、職業訓練などの相談については、行っておりません。
	かしはら創業塾（橿原商工会議所）／夢をかなえる土曜塾（奈良県よろず支援拠点） ・橿原市内で創業予定の方 ・橿原市内で創業後、概ね5年以内の方	「かしはら創業塾」と「夢をかなえる土曜塾」は特定創業支援事業に該当するため、受講後に橿原市の証明を受けて創業する場合、下記のメリットがあります。 ・会社設立時の法人登録免許税の軽減 ・創業関連保証の特例 ・日本政策金融公庫の融資制度にかかる要件緩和（新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ） ・小規模事業者持続化補助金<創業型>の申請が可能となる

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	ホテル等立地奨励金 次の要件に該当し、指定を受けた事業者として市長の指定を受けた方 ・客室の数が20室以上のホテル又は旅館の新設、増設の場合、5室以上の客室を増設し既存の客室と合わせて20室以上となること	奨励金額 指定を受けた企業が本市に納付した当該施設の固定資産税及び都市計画税の10割相当額 増設の場合は、当該増設分に係る固定資産税及び都市計画税の10割相当額 交付対象期間 指定の要件となったホテル等の開業後、初めて課された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して10年間
	雇用奨励金 次の要件に該当し、指定ホテル等事業者として市長の指定を受けた方 ①客室の数が50室以上のホテル又は20室以上の旅館の新設、増設の場合、ホテルにあっては10室以上、旅館にあっては5室以上の客室を増設すること ②雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である労働者を、開業日の前6ヶ月から後6ヶ月までの間に新規で雇用すること ③②で雇用した者が、雇用の日から1年以上継続して雇用されること ④②で雇用した者が、1年を経過する日までの間、引き続き本市の住民基本台帳に記載されていること	奨励金額 市内在住の新規雇用者1人あたり10万円（最大：300万円）
制度融資	宿泊事業者融資（運転・設備） ①信用保証協会の信用保証を受けることができること ②個人：桜井市に引き続き6ヶ月以上住所を有していること 法人：桜井市に引き続き6ヶ月以上事業所を有し、桜井市に法人登記があること ③引き続き6ヶ月以上同一事業を営んでいること ④市税等の滞納がないこと ⑤市制度融資の残高がないこと ⑥暴力団員等に該当しないこと 上記の①～⑥に加え、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む方、同法同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む方又は住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であること。	資金使途 運転資金・設備資金 融資限度額 3,000万円 融資利率 2.0%（令和8年4月時点）※令和9年3月31日までに融資実行を受けた方に、桜井市が融資実行日から10年間1.0%の利氏補給を行う。 融資期間 設備資金・運転資金：10年以内（6か月以内の据置可） 保証料 信用保証料の7割を桜井市が負担

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	企業立地促進奨励金・雇用促進奨励金 対象施設・・・製造業、情報通信業、物流関連業、宿泊業、学術・開発研究機関の用に供される施設を立地する者 新設、増設、移設 ①投下・増加固定資産総額 5,000 万円以上かつ新規雇用者 5 人以上 ②投下・増加固定資産総額 50 億円以上かつ新規雇用者 25 人以上 ③投下・増加固定資産総額 100 億円以上かつ新規雇用者 50 人以上	企業立地促進奨励金 期間：10 年間 ①固定資産税相当額の 70/100（限度額 4 億円） ②固定資産税相当額の 75/100（限度額 8 億円） ③固定資産税相当額の 80/100（限度額 50 億円） 雇用促進奨励金 市内の新規地元雇用者が 5 人以上の場合、1 人につき 50 万円（限度額 2500 万円）
税制優遇	過疎地域における固定資産税の課税免除制度 ・五條市内にて、旅館業、製造業、農林水産物販売業、情報サービス業等で青色申告している法人（事業所）又は個人 ・取得価格の合計が 500 万円以上（旅館業、製造業については、資本金 5,000 万円超の場合は取得価格 1,000 万円以上、資本金 1 億円超の場合は取得価格 2,000 万円以上） ・令和 3 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの取得に限る	課税免除を行った年度から最大 3 ヶ年の間、固定資産税が免除される
	地域未来投資促進法に基づく優遇税制 ・県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた者で、合計取得価格 1 億円以上であるもの。（一部 5,000 万円以上の業種を含む）	課税免除を行った年度から最大 3 ヶ年の間、固定資産税が免除される

優遇制度		対象者の要件	支援内容
制度融資	御所市中小企業資金融資保証料補給制度 次の①～③を満たすこと ①市内に引続き 6 ヶ月以上住所または事務所を有する者 ②引続き 6 ヶ月以上同一事業を営んでいる者 ③市税を完納している者 ※この保証制度の保証人になっていない者 ※この保証制度の債務がない者	保証限度額：700 万円 保証割合：80％（責任共有保証） 資金使途：運転資金、設備資金 返済方法：分割（半年以内の据置可） 保証期間：5 年 貸付利率：1.8％ 借換：借換不可	
税制優遇	地域未来投資促進法に基づく課税免除 奈良県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づき、以下の要件を満たす施設を設置する場合、固定資産税の課税免除措置を受けることができます。 要件 土地・建物等の取得価の合計額が 1 億円超	軽減措置 承認地域経済牽引事業の用に供する建物、構築物およびその敷地であった土地（取得の日から 1 年以内に対象家屋の建設着手があったもの）に関し課される固定資産税を初年度から 3 年度分まで課税免除	
	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、固定資産税を新設または増設した場合、固定資産税の課税免除措置を受けることができます。ただし、旅館業に限る 要件 特別償却設備である家屋および償却資産（機械及び装置）の合計取得価格 ・資本金の額が 5,000 万円以下の法人…500 万円以上 ・資本金の額が 5,000 万円超 1 億円以下の法人…1,000 万円以上 ・資本金の額が 1 億円を超える法人…2,000 万円以上	軽減措置 対象事業の用に供する建物、機械及び装置ならびにその敷地である土地（取得の日から 1 年以内に対象家屋の建設着手があったもの）に関し課される固定資産税を初年度から 3 年度分まで課税免除	
	中小企業等経営強化法に基づく特例措置 御所市から認定を受けた「先端設備等導入計画」について、下記要件を満たす設備を新規取得した場合、固定資産税の課税標準の特例措置を受けることができます。 要件 ①年平均 3％以上の労働生産性の向上が見込まれること ②先端設備等導入計画に記載され、以下の要件を満たし、生産・販売活動等の用に直接供される設備 減価償却資産の種類 ◆機械・装置 160 万円以上 ◆測定工具及び検査工具 30 万円以上 ◆器具・備品 30 万円以上 ◆建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く）60 万円以上	軽減措置 雇用者給与等支給額が 1.5％以上増加することを表明した場合は、課税標準を 3 年間 1/2 に軽減 雇用者給与等支給額が 3.0％以上増加することを表明した場合は、課税標準を 5 年間 1/4 に軽減	

優遇制度	対象者の要件	支援内容
制度融資	生駒市中小企業融資制度 ・事業資金 ①個人：市内に引き続き1年以上住所を有していること 法人：市内に引き続き1年以上登記されている事業所を有していること、本市の市民税が賦課されていること ②5年以上、同一事業を営んでいること ③市税を滞納していないこと ④本市において事業の継続が見込まれ、融資に係る債務を返済する能力を有していること ・創業支援資金 ①個人は市内に居住している、又はこれから市内で事業を営む具体的計画を有すること、法人は市内に事業所を有している、又は、これから市内で事業を営む具体的計画を有すること ②創業後5年を経過していないこと ③市税を滞納していないこと ④本市において事業の継続が見込まれ、融資に係る債務を返済する能力を有していること	○保証限度額 ・事業資金 1,000万円 ・創業支援資金 1,000万円 ○貸付利率：2.0% ○信用保証料の100%を市が補助 ○担保と保証人は原則不要（法人は保証協会が連帯保証人を求める場合有り）

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	企業立地推進補助金 ・雇用促進補助金 企業立地に伴い新たに雇用した市内に住所を有する者（転入者を含む）を操業開始日から1年6ヶ月を経過した日まで継続して雇用した事業者 ・操業支援補助金 ①新設（土地を除く固定資産投資額が5,000万円以上） ②増設・建替え・移設（土地を除く固定資産投資額が3,000万円以上）	雇用促進補助金 新規常用雇用者及び転入常用雇用者1人につき50万円（上限：2,500万円） 操業支援補助金 操業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度の間に於ける固定資産税相当額を100%補助（上限：3年間の合計額が1,000万円）
制度融資	中小企業資金融資制度 ・運転資金 引き続き1年以上市内に住所（法人にあっては事業所の本店）を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している者 ・設備資金 次のいずれかに該当し、市内に設備投資を行う者 ①引き続き1年以上市内に住所（法人にあっては事業所の本店）を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している ※ただし①にあっては、市外事業所への設備投資も可だが、設備資金のみ利用可（特例設備資金は利用不可） ②市内において継続して1年以上同一事業を営んでいる ③市外において引き続き3年以上同一事業を営んでおり、新たに市内に事業所を設置する計画を有している ・創業支援資金 これから新たに事業を営む者、または創業後1年未満の中小企業者であって、次のいずれかに該当する者 ①市内に住所を有している ②市内に事業所を有している ③市内において新たに事業所を営む計画を有している	○貸付利率（所定の固定利率）の年利1.0%を市が補助 ○信用保証料の7割を市が補助 ＜融資限度額・融資期間＞ 【運転資金】 ・500万円、5年以内 【設備資金】 ・1,000万円、7年以内（うち据置6ヶ月以内） 【特例設備資金】 （設備資金の融資額が1,000万円を超えるもの） ・3,000万円、10年以内（うち据置6ヶ月以内） 【創業支援資金】 ・1,000万円、7年以内（うち据置6ヶ月以内）

優遇制度	対象者の要件		支援内容
制度融資	葛城市運転資金保証 次の①～④を満たす方 ①個人：市内に引続き1年以上居住している 法人：1年以上市内に事業所を有する ②引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない ④本制度の保証人になっていない	資金使途 保証限度額 保証期間 貸付利率 保証料率	運転資金 500万円 4年以内（据置不可） 2.0%のうち1.0%を市が補給 葛城市が保証料の7割を負担
	葛城市設備資金保証 次の①～④を満たす方 ①個人：市内に引続き1年以上居住している 法人：1年以上市内に事業所を有する ②引続き1年以上同一事業を営んでいる ③市税を滞納していない ④本制度の保証人になっていない	資金使途 保証限度額 保証期間 貸付利率 保証料率	設備資金 1,000万円 5年以内(据置6ヶ月以内) 2.0%のうち1.0%を市が補給 葛城市が保証料の7割を負担
	葛城市創業資金保証 次の①～④を満たす方 ①新たに事業を開始するもの、または開始後1年未満のもの ②個人：市内に居住している（事業開始前のものを含む） 法人：市内に事業所を登記している（すること） ③市税を滞納していない	資金使途 保証限度額 保証期間 貸付利率 保証料率	運転資金、設備資金 1,000万円 5年以内(据置6ヶ月以内) 2.0%のうち1.0%を市が補給 葛城市が保証料の7割を負担
税制優遇	地域未来投資促進法に基づく優遇税制 地域未来投資促進法に基づき、令和5年6月29日以後に知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、国が進性を確認した事業において、令和10年3月31日までに設置した施設について、土地・建物等の取得に係る固定資産税に対して課税免除措置の適用を受けることができます。 【要件】土地・建物等の取得価格の合計額が1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超）		軽減措置 家屋・構築物及びそれらの敷地である土地（取得後1年以内に着工したものに限る）にかかる固定資産税を3年度分に限り課税免除

優遇制度	対象者の要件		支援内容
制度融資	宇陀市中小企業資金融資 〈法人〉 *保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができる中小企業者 *宇陀市に1年以上事業所（本店）を有し、1年以上同一事業を本市で引続き経営している中小企業者で今後もその事業を継続して営むことが確実であること *市税を完納している方（代表者に係る市税を含む） *融資金の返済の見込みが確実な方 *この融資制度による融資の債務が無い方（保証人になっていない方） 以前に当制度をご利用され、繰上げ返済等をされた方は、受付時に完済を証明する書類を提出してください。 ※許可、認可等を必要とする業種については、その許可、認可等を受けている方 *銀行取引停止処分を受けていない方 *金融機関から融資を受け、その返済を滞納していない方 *保証協会から代位弁済をされていない方 *資金の使途が明確であること（開業資金等は不可） *暴力団排除措置の対象となっていない方（保証人及び法人の役員等を含む）	資金使途 融資限度額 融資期間 融資利率 信用保証料	運転資金 500万円 48ヶ月（4年以内） 2.0%のうち1.0%を利子補給 市が7割相当分を補給
	〈個人事業者〉 *保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができる中小企業者 *宇陀市に1年以上居住し、1年以上同一事業を本市で引続き経営している小企業者で今後もその事業を継続して営むことが確実であること *市税を完納している方 *融資金の返済の見込みが確実な方 *この融資制度による融資の債務が無い方（保証人になっていない方） 以前に当制度をご利用され、繰上げ返済等をされた方は、受付時に完済を証明する書類を提出してください。 ※許可、認可等を必要とする業種については、その許可、認可等を受けている方 *銀行取引停止処分を受けていない方 *金融機関から融資を受け、その返済を滞納していない方 *保証協会から代位弁済をされていない方 *資金の使途が明確であること（開業資金等は不可） *暴力団排除措置の対象となっていない方	資金使途 融資限度額 融資期間 融資利率 信用保証料 資金使途 融資限度額 融資期間 融資利率 信用保証料	運転資金 500万円 48ヶ月（4年以内） 2.0%のうち1.0%を利子補給 市が7割相当分を補給 設備資金 1,000万円 5年以内(据置6ヶ月以内) 2.0%のうち1.0%を利子補給 市が7割相当分を補給

優遇制度	対象者の要件		支援内容
補助金	山添村空家活用による起業支援事業補助金 (1) 既に空き家（空き家バンク登録物件）を購入等し、当該購入等した日から起算して1年を経過していないこと。 (2) 引き続き2年以上事業を営むことが見込まれること。 (3) 事業に関して自治会等の理解を得ていること。 (4) 施設改修を行う空き家又は設備投資により取得した有形固定資産を設置する空き家を賃借又は使用賃借している起業者にあっては、施設改修又は設備投資に関して当該空き家の所有者の承諾を得ていること。 (5) 山添村税条例（昭和32年山添村条例第3号）第3条に規定する村税を滞納していないこと。 (6) 山添村空き家改修事業等補助金交付要綱（平成29年4月山添村告示第43号）の交付を受けていないこと。		補助上限額 ○施設改修・設備投資 150万円 ○家具道具の整理 25万円 補助率 補助対象経費の3分の2（千円未満切り捨て）

優遇制度	対象者の要件		支援内容
規制緩和	法隆寺周辺地区特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例 ・地区の所在：斑鳩町法隆寺一丁目の一部及び法隆寺二丁目の一部 ・※地区の面積：24.9ha ・観光に資すると認められる以下の建築物 ①物品販売店舗 ②飲食店 ③自家販売のための食品製造業 ④美術品又は工芸品のアトリエ又は工房 ⑤博物館、資料館等 ⑥ホテル、旅館 ⑦観光案内所等		建築基準法の規定にかかわらず、新築、増築、改築、移転、大規模の修繕もしくは大規模の模様替え又は用途の変更をすることができる。

優遇制度	対象者の要件		支援内容
その他	創業支援等事業（ワンストップ相談窓口） 創業予定者		創業・開業に伴う事業計画の策定や経営課題の解決に経験豊かな専門家よりアドバイスを受けることができる。

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	企業立地促進奨励金 ・新設、増設、建替え及び移設 ・町税等の滞納をしていない者 ・暴力団等でない者 ・事業計画について町長の認定を受けた者 【認定の要件】 ・事業所の設置に伴い、自ら取得した建物、附属設備等の取得価格の合計が 1 億円以上であること ・風俗営業を目的とするものではないこと ・都市計画法その他関係法令に適合していること	雇用促進奨励金 ・新規地元常用雇用者 1 人につき 20 万円(限度額 400 万円) ・転入常用雇用者 1 人につき 10 万円(限度額 100 万円) ※雇用期間等の条件あり 治水対策促進奨励金 規定の貯留量を超えた施設を設置する場合に、超えた貯留量に 5 万円を乗じて得た金額(限度額 300 万円) 埋蔵文化財発掘奨励金 発掘調査に要した費用(限度額 500 万円) 環境施設促進奨励金 太陽光発電もしくは雨水活用施設の設置に要した費用の 1/2(限度額 300 万円)
制度融資	田原本町中小企業資金融資 中小企業信用保険法第 2 条に定める者(遊興、娯楽等興行的業種を除く) 保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができる者 町融資制度の債務がない者 町税等を滞納していない者 個人：引き続き 1 年以上町内に住所を有し、かつ町内に事業所を有している者(新規創業者等の場合は、町内に住所を有している者) 法人：引き続き 1 年以上町内の住所で登記されている事業所を有し、かつ町の町税等が課税されている者(新規創業者等の場合は、法人の代表者が町税等を滞納していない者) その他必要な条件を満たしていること	次の①、②の保証料を補給 ①運転資金または設備資金 ②創業支援資金 融資限度額 ①、②1,000 万円 融資期間(据置期間 6 ヶ月を含む) ①5 年以内 ②7 年以内 保証料補給 ①②共通・全額
税制優遇	地域未来投資促進法に基づく優遇税制 ・県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた者で、合計取得価格 1 億円以上であるもの。(一部 5,000 万円以上の業種を含む)	固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3 年間

優遇制度	対象者の要件	支援内容
制度融資	高取町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除 県より「地域経済牽引事業計画」の承認(県の承認のみ)を受けた事業者 ※この保証制度の債務がない者	固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3 年間

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	企業立地促進奨励金 新設等をした事業所の延べ床面積が 500 ㎡以上であること。投下固定資産額の総額が 1 億円以上であること。従業員を常時 5 人以上雇用していること。 雇用促進奨励金 新設等をした事業所の延べ床面積が 500 ㎡以上であること。投下固定資産額の総額が 1 億円以上であること。従業員を常時 5 人以上雇用していること。 埋蔵文化財発掘奨励金 新設等をした事業所の延べ床面積が 500 ㎡以上であること。投下固定資産額の総額が 1 億円以上であること。従業員を常時 5 人以上雇用していること。 歴史的風土調和奨励金 明日香村景観計画に定める景観形成基準に適合する建築物等	投下固定資産(家屋・償却資産)に係る固定資産税の額の 1/2 に相当する額。 期間：5 年度分 最初に勤務させた日から継続して 1 年間勤務させた新規雇用村民従業者又は転入従業者 1 人につき 20 万円。 上限：500 万円 発掘調査に要した費用の 1/2(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に相当する額 上限：300 万円 建築物等の意匠形態を歴史的風土と調和させることに対する屋根瓦、外壁への助成 上限：1,000 万円
税制優遇	固定資産税の課税免除 奈良県「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産税 1 億円超	3 年度分の固定資産税課税免除

優遇制度	対象者の要件	支援内容
奨励金	借地料奨励金 下記①～⑤の要件をすべて満たし、あらかじめ町長の指定を受けた宿泊施設事業者 ①宿泊施設を新設した宿泊施設事業者で、宿泊施設の敷地として土地を賃借し、その土地に係る借地料を負担すること ②観光及び産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること ③現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと ④次のいずれにも該当しないこと ア 暴力団 イ 暴力団員 ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 ⑤納期限の到来した国税、県税、町税等を完納していること 固定資産税奨励金 下記①～⑤の要件をすべて満たし、あらかじめ町長の指定を受けた宿泊施設事業者 ①宿泊施設を新設した宿泊施設事業者で、固定資産税を負担すること ②観光及び産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること ③現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと ④次のいずれにも該当しないこと ア 暴力団 イ 暴力団員 ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 ⑤納期限の到来した国税、県税、町税等を完納していること 雇用奨励金 下記①～⑤の要件をすべて満たし、あらかじめ町長の指定を受けた宿泊施設事業者 ①宿泊施設を新設した宿泊施設事業者で、常用雇用者を新たに雇用すること ②観光及び産業の振興に寄与するものであると町長が認めるものであること ③現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと ④次のいずれにも該当しないこと ア 暴力団 イ 暴力団員 ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 ⑤納期限の到来した国税、県税、町税等を完納していること	補助率 借地料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の 1/2 補助率 500 万円 交付対象期間 指定宿泊施設の開業日の属する月から5年間 交付時期 固定資産税奨励金が交付決定される年度において町長が指定する日 補助率 指定宿泊施設に係る土地、家屋及び償却資産に課された固定資産税の 1/2 交付対象期間 指定宿泊施設が開業した後、当該指定宿泊施設に対して初めて課された固定資産税を納付した年度の翌年度から起算して 5 年度間 交付時期 指定宿泊施設に対して課された固定資産税を納付した年度の翌年度において町長が指定する日 補助率 常用雇用者の人数に10万円を乗じて得た額 補助上限額 300 万円 交付時期 指定宿泊施設に対して課された固定資産税を納付した年度において町長が指定する日(その日において雇用から1年を経過していない常用雇用者がいる場合は、当該雇用から1年を経過した日以後において町長が指定する日) *常用雇用者:下記①～③の要件をすべて満たす雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者 ①開業日の前6月から開業日の後6月までの間に雇用される者であること ②雇用の日から1年以上継続して雇用される者であること ③雇用の日から1年を経過する日までの間、引き続き王寺町の住民基本台帳に記載されている者であること

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	企業奨励助成制度 建物の建築・購入を伴い、一定の要件を満たす法人。 新設 町内に事業所のない者が新築・購入を伴い新規参入する場合 投資固定資産総額:1億円以上（土地取得費を除く）、建物の延床面積：1,000㎡以上 増設 町内事業者が町内に事業拡張のため増築等をする場合 投資固定資産総額：5,000万円以上（土地取得費を除く）、建物の延床面積：1,000 ㎡以上（増築等の部分の延床面積は 500 ㎡以上） 改修 全固定を有する場合 投資固定資産総額:1億円以上（土地取得費を除く）、建物の延床面積：1,000㎡以上かつ延床面積の面積以上 移転 町内事業者が町内に事業拡張のため増築等をする場合 投資固定資産総額：5,000 万円以上（土地取得費を除く）、建物の延床面積：1,000 ㎡以上（増築等の部分の延床面積は 500 ㎡以上） なお、すべての要件において従業員数は 10 人以上（当該事業所で常勤雇用する者）、「風俗営業」「公序良俗に反するもの」「周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのあるもの」を除くすべての事業とします。	該当する税目の前年度の課税額の 5 分の 1 に相当する額を助成します。なお、該当する税目をもとに助成額を算出します。 なお、期間は 5 年間となります。 【新設】固定資産税（家屋）、固定資産税（償却資産）、町民税（法人税割） 【増設】固定資産税（家屋） 【改修】固定資産税（家屋）、固定資産税（償却資産） 【移転】固定資産税（家屋）、固定資産税（償却資産）
税制優遇	半島振興のための地方税の優遇 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の事業者が、機械・装置、建物・附属設備及び構築物の取得、建設、改修などを行う場合に町固定資産税の不均一課税の適用を受けることができます。 ○要件 ・製造業・旅館業 資本金 1,000 万円以下の場合は、取得価格が 500 万円以上の新増設 資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の場合は、取得価格 1,000 万円以上の新増設 資本金 5,000 万円超の場合は、取得価格が 2,000 万円以上の新増設 ・農産物等販売業・情報サービス業等 取得価格 500 万円以上の新増設	対象となる事業者が取得価格要件を満たす場合、対象物件に対する町税条例に規定する固定資産税率 1.4% を 0.14% にします。 なお、期間は当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度以降 3 年間となります。 ○対象物件 ・その事業に係る機械及び装置 ・その事業に係る建物 ・その事業に係る建物の延床面積分の土地（取得後 1 年以内に対象家屋の建設の着手があった敷地）

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	移住促進施設整備事業補助金 ・事業の趣旨に沿った事業を実施する自治会や地域の承認を得た者（団体含む）	町内で住民等が利用できる、飲食・物販・食品の加工・宿泊等を行う地域交流施設の開設を支援する補助金 地域交流施設の開設に必要な費用を助成（100 万円を上限とする）

優遇制度	対象者の要件	支援内容
税制優遇	過疎地域における村税の特別措置 過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興区域において、土地・建物等の取得及び増築・改築・修繕をした方。 ①製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業に限る。 ②取得合計が 500 万円以上（製造業、旅館業については、資本金の額等が 5,000 万円以上 1 億円以下である法人にあっては 1,000 万円、1 億円を超える法人にあっては 2,000 万円以上）	新たに課税されることになった年度から 3 年間固定資産税の課税免除

優遇制度	対象者の要件	支援内容
補助金	がんばる事業者応援事業補助金 ・起業枠 事業を営んでいない個人が、村内で新たに事業を開始する場合、若しくは新たに会社等を設立し、村内で新たに事業を開始する場合、又は事業承継を行い事業を開始する場合	補助対象となる経費は、事業を実施するにあたり、対象が適当と認める経費 例）施設改修費、設備費、専門家謝金、旅費、委託費、広告宣伝費など 対象経費の 3/4 を補助 上限額 200 万円
制度融資	十津川村の未来を創る応援ローン（通称：未来ローン） ・融資機関 日本政策金融公庫奈良支店 ・融資対象者 十津川村において創業・事業承継を行う者	融資条件 融資金額・貸付利率・期間などについては、ご相談の上、決定する。 資金使途 運転資金・設備資金 担保・保証人 原則、無担保・無保証人
税制優遇	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の特別措置 過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興区域において、土地・建物等の取得及び増築・改築・修繕をした方 ①製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業の業種に限る ②取得合計が 500 万円以上（製造業・旅館業については、資本金の額等が 5,000 万円以上 1 億円以下である法人にあっては 1,000 万円、1 億円を超える法人にあっては 2,000 万円以上）	軽減措置 新たに課税されることになった年度から 3 年間固定資産税の課税免除

優遇制度	対象者の要件	支援内容
その他	創業支援等事業（ワンストップ相談窓口） 創業予定者	国・県・村及び創業支援機関等が行う創業支援事業等の紹介説明 必要に応じ、創業支援等事業者の東吉野村商工会及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）への取り次ぎを行い、特定創業支援等事業への参加を促す